

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

令和 8 (2026) 年 10 月 13 日
栃木県人事委員会委員長 茂呂 和巳

本日、人事委員会は、議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

給与関係については、職員給与と民間給与を比較した結果、月例給、特別給（ボーナス）のいずれについても職員が民間を下回っていることが明らかになりました。そのため、月例給については、職員給与と民間給与との較差 11,724 円（3.06%）を解消するため給料月額の上昇改定を行うとともに、特別給についても、支給月数を 0.05 月分引き上げ、期末手当と勤勉手当に均等に配分することとしました。

公務運営関係については、人材の確保及び育成・活用、柔軟で働きやすい環境の整備及び公務員倫理の徹底に関する課題について報告しました。

人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置であり、職員の給与その他の勤務条件を、社会一般の情勢に応じた適正なものとする機能を有しております。また、職員の適正な処遇を確保することは、職務に精励している職員の努力や成果に的確に報いるとともに、組織活力の向上、労使関係の安定などを通じて、行政の効率的、安定的な運営に資するものであります。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割を御理解いただき、勧告どおり実施されるよう要請いたします。

職員におかれましては、県民の安全で安心な暮らしのため、高い志と意欲を持って、日々全力で職務を遂行されていることに、心からの敬意を表します。引き続き、全体の奉仕者としての高い使命感と倫理観を持って、職務に精励されることを期待します。

県民の皆様におかれましては、人事委員会勧告制度の意義と、職員がそれぞれの職務を通じて県民生活を支えていることについて、御理解を賜りますようお願いいたします。

結びに、勧告の基礎となる職種別民間給与実態調査について、御協力をいただいた民間事業所の皆様に対し、心から御礼申し上げます。